

条例形質変更時要届出区域台帳

整理番号	R5条-123	指定番号・指定年月日	条指-64・令和5年11月24日	所在地	瀬谷区目黒町16番1、16番6、16番9及び16番10の各一部		
調製・訂正年月日	令和5年12月4日調製（新規指定）、令和5年12月13日訂正（形質変更1）、令和5年12月21日訂正（形質変更2）、令和6年2月5日訂正（形質変更1完了、一部解除）、令和6年10月10日訂正（形質変更2完了）						
条例形質変更時要届出区域の概況	事業所			面積	321.8 平方メートル 144.33 平方メートル（令和6年2月5日）		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類							
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した条例土壌汚染状況調査の結果により指定された条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた条例形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				条例形質変更時要届出区域の一部について、土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）が講じられた。（令和6年2月5日一部解除）			
規則第59条の28第1項第4号から第6号までに該当する土地にあっては、その旨							
条例形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査の契機	調査を行った特定有害物質の種類	土壌の汚染状態	地下水の汚染状態 (溶出量基準不適合の場合)	指定調査機関の名称	
	令和5年8月14日	形質変更	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物	■適合・□不適合		株式会社セロリ トランスバリュア・リアルエステートサービス株式会社	
			テトラクロロエチレン	□適合・■不適合	不適合		
			鉛及びその化合物	溶出量基準	■適合・□不適合		
				含有量基準	□適合・■不適合		
			ふっ素及びその化合物	溶出量基準	□適合・■不適合		適合
含有量基準				□適合・■不適合			
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法	
	1 令和5年9月26日 (令和5年10月10日)	令和5年12月18日	土壌の掘削	株式会社京浜特殊印刷	■有・□無	分別等処理 浄化等処理(浄化(抽出-化学脱着))	
	2 令和5年12月6日 (令和6年1月15日)	令和6年9月30日	土壌の掘削	株式会社京浜特殊印刷	□有・■無		
					有・無		

(A4)

(備考) 台帳は、事業者から報告された届出書（地歴調査、分析調査、対策完了等）に基づき作成しています。

土壌の汚染状態が「適合」や「対策完了」の場合であっても、横浜市が当該土地に汚染が存在しないことを保証するものではありません。